

様式 2

生産行程管理業務規程

作成日：平成 29 年 8 月 26 日

更新日：令和 7 年 4 月 1 日

1 作成者

住所（フリガナ）：（〒）679-5380^{ヒョウゴケンサヨウグンサヨウチョウサヨウ 2}兵庫県 佐用郡 佐用町 佐用 2611^{バンチ}番地 1

名称（フリガナ）：佐用^{サヨウ}もち大豆^{ダイズ}振興^{ジンコウ}部会^{カイ}

代表者（管理人）の氏名：会長^{アンザコ} 庵途^{ノリアキ} 典章

ウェブサイトのアドレス：

2 農林水産物等の区分

区分名：第 1 類 穀物類

区分に属する農林水産物等：大豆

3 農林水産物等の名称

名称（フリガナ）：佐用^{サヨウ}もち大豆^{ダイズ}、Sayo Mochidaizu

4 明細書の変更

佐用もち大豆振興部会（以下「部会」という。）は、特定農林水産物等の名称の保護に関する法律第 16 条第 1 項の変更の登録を受けたときは、当該変更の登録に係る明細書の変更を行うものとする。

5 明細書適合性の確認

（1）栽培方法の確認

部会は、生産者にはほ場の場所や購入種子量等を記載した「大豆生産日誌」（様式 1）又は「栽培日誌」（様式 4）及び種子の購入状況（購入日、購入先、品種、購入量）が確認出来る「領収書等」を収穫後すみやかに提出させ、その記載内容から、生産者が生産管理された種子を用いて生産地内で栽培しているか否かを確認する。

また、部会は、収穫日前までに各生産者のほ場を巡回することとし、明細書に記載の栽培方法が遵守されていないことが疑われる場合には、当該生産者に対して現地調査を実施する。

（2）出荷規格・最終製品の確認

兵庫西農業協同組合（以下「農協」という。）出荷分については、農協所属の農産物検査員（以下「検査員」という。）が農産物検査法による検査（以下「農産物検査」という。）を行い、その結果を「大豆検査野帳」（様式 2）に記録するとともに、出荷規格の遵守状況及び最終製品の状況を確認する。

直売所等出荷分については、生産者が、部会が指定する場所において、農産物検査に準じた検査を受検し、結果を部会へ報告する。部会は、生産者からの報告を「検査結果および登録標章交付枚数記録表(直売分)」(様式5)に記録するとともに、出荷規格の遵守状況及び最終製品の状況を確認する。

確認の結果、出荷規格を遵守していないことが疑われる場合は、部会は当該大豆を出荷した生産者に対して現地調査を実施する。

6 明細書適合性の指導

- (1) 部会は、前記5の(2)の確認の際に、明細書に記載の各基準が遵守されていない場合には、当該生産者に対して警告を発し、是正を求める。

なお、警告を受けたにもかかわらずこれに従わない場合には、部会は、当該生産者に対して、種子の配付を一定期間禁止することができるものとする。また部会規約の規定に基づき当該生産者を除名すること等ができるものとする。

- (2) 研修会等による指導について

部会は、生産者に対し、年1回以上研修会を開催し、明細書に記載された栽培方法や出荷規格を遵守するよう指導する。

7 地理的表示等の使用の確認

- (1) 検査員及び部会は、前記5の(2)の確認の際に、明細書に記載の各基準をいずれも満たした大豆のみに、地理的表示である「佐用もち大豆」及び登録標章が使用されているかを確認する。さらに、地理的表示である「佐用もち大豆」及び登録標章を使用している者とこれらが使用されている出荷用の紙袋等についても確認する。

また、地理的表示である「佐用もち大豆」及び登録標章の使用について、農協出荷分は農協が「地理的表示登録標章使用報告書(農協出荷分)」(様式3)を作成し、部会に提出する。直売所等出荷分は生産者が「地理的表示登録標章使用報告書(直売分)」(様式6-1、6-2)を作成し、部会に提出する。

- (2) 検査員及び部会は、前記(1)の確認の際に、以下の大豆がないことも確認する。

- ① 栽培方法や出荷規格の各基準を満たしていない大豆であるにもかかわらず、地理的表示である「佐用もち大豆」及び登録標章が使用されている大豆
- ② 地理的表示である「佐用もち大豆」のみが使用されている大豆
- ③ 登録標章のみが使用されている大豆
- ④ 地理的表示である「佐用もち大豆」に類似する表示又は登録標章に類似する標章が使用されている大豆

8 地理的表示等の使用の指導

- (1) 部会は、前記7の確認において以下の表示を確認した場合は、当該表示を行った生産者に対し警告を発し、是正を求める。なお、警告を受けたにもかかわらず、これに従わない場合には、部会は、当該生産者について、種子の配付を一定期間禁止するこ

とができるものとする。また、部会規約の規定に基づき当該生産者を除名すること等
ができるものとする。

- ① 栽培方法や出荷規格の各基準を満たしていない大豆であるにもかかわらず、地理
的表示である「佐用もち大豆」及び登録標章が使用されている場合
- ② 地理的表示である「佐用もち大豆」のみが使用されている場合
- ③ 登録標章のみが使用されている場合
- ④ 地理的表示である「佐用もち大豆」に類似する表示又は登録標章に類似する標章
が使用されている場合

(2) 部会は、前記 6 (2) に記載の研修会等の機会において、生産者に対し、適切な地
理的表示及び登録標章の使用等についての普及啓発を図るものとする。

9 実績報告書の作成等

部会は、4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までを一年度として、年度終了後 3 か月以内に、
以下の書類を作成し、農林水産大臣に提出するものとする。

- (1) 特定農林水産物等審査要領別添 5 「生産行程管理業務審査基準」別紙により作成し
た生産行程管理業務実績報告書
- (2) 生産行程管理業務の対応実績がわかる資料として、部会が作成した検査記録（地理
的表示等の使用状況の記録を含む）
- (3) 提出時における最新の明細書
- (4) 提出時における最新の生産行程管理業務規程

10 実績報告書等の保存

部会は、前記 9 において提出した資料に加えて、以下の書類を部会の事務所に、その
提出の日から 5 年間保存するものとする。

- ア 種子の購入状況（購入日、購入先、品種、購入量）が確認出来る領収書等
- イ 「地理的表示登録標章使用報告書（農協出荷分）」（様式 3）
- ウ 「栽培日誌」（様式 4）
- エ 「検査結果および登録標章交付枚数記録表（直売分）」（様式 5）
- オ 「地理的表示登録標章使用報告書（直売分）」（様式 6－1、6－2）

